

7・2 船員労務関連

7・2・1 ILO 海上労働条約(MLC 条約)

MLC 条約第 13 条では、条約の運用を継続的に検討する特別三者委員会 (Special Tripartite Committee、以下、”STC”)の設置が定められており、2025 年 4 月、ILO 本部にて第 5 回特別三者委員会(STC) が開催され、船主側メンバーとして参加した。本会合は、政府代表・船舶所有者代表・船員代表の三者間で「MLC 条約コードの改正」について協議が行われた。当協会は開催に先立ち、会員会社と改正内容について意見交換を行い、船主側代表団である ICS に日本側船主意見をフィードバックするとともに、国土交通省との情報共有によって日本政府としてのスタンスを確認する等、船主側にとって不利な改正内容とならないよう対応を行った。

本会合における三者協議の結果、計 15 件の改正案のうち、7 件の MLC 改正案が合意・可決され、船主側にとって不合理な提案は全て取り下げられた。本協議結果については、国土交通省と連携し、会員船社に対し必要な情報発信を行った。

7・2・2 ILO 最低賃金

2025 年 4 月、ILO 合同海事委員会船員賃金小委員会が開催となり、船主側メンバーとして参加した。同会合では 2026 年 1 月以降の甲板手(AB)の最低賃金の労使間協議が行われ、協議の結果、2026 年から 2028 年まで最低賃金を段階的に増額することで労使間合意に至った。当協会として協議前に設定していた 2028 年における上限額を下回る額で合意に至ったことは評価に値する。これまでの会議においても、ILO 計算値の計算方法については慎重に検討、もしくは一部見直しが行われているが、今回も両者が合意できる計算方法については課題が残った。

7・2・3 外航労務部会

1. GMDSS 協議会の縮小

2025 年 10 月、GMDSS 協議会の廃止を念頭に、継続的に協議を行った結果、年4回開催であったものを、年1回の開催に縮小することに合意した。

唯一通信士の配乗を継続している商船三井クルーズのにつぼん丸が 2026 年 5 月に引退することとなり、現状 6 名の通信士(うち 1 名は陸上勤務中)が在籍しているものの、代替船となる日本籍客船(Mitsui Ocean Sakura)には通信士としての配乗は行わない予定であることを、組合同席のもと商船三井クルーズに確認済み。IT オフィサー(名称未定)なる役職にて、主に IT 機器の保守管理全般を担う予定とのこと。通信士業務は他船同様、航海士が行うことになり、これをもって GMDSS 協議会は終了となる見込み。組合側とも理解は一致しており、引き続き GMDSS 協議会の廃止を含めた協議を継続する。(第 113 回 GMDSS 協議会 2025 年 10 月 30 日労使合意)

2. 混乗管理委員会の縮小

2025年4月、MOL マリン&エンジニアリング、商船三井オーシャンエキスパート、MOL シップテックの合併に伴い、社名が商船三井マリテックスに変わったため、承認船舶の登録書類を更新した。その際、長年1社2隻のみ混乗管理船に登録されており、GMDSS 協議会に開催頻度を合わせ、年1回とすることに組合側と合意した。(第126回混乗管理委員会 2025年12月15日労使合意)

また、今後の承認船舶の予定についてヒアリングを実施し、新造船や廃船の予定はないが、事業が続く限り2隻体制を継続することを基本としていることを確認。以前の組合側の回答では、対象船舶が無くならない限り、本委員会を継続していくこととしているが、現状の対応を継続することについての是非が問われる段階まで来ており、組合側からも「役目を終えた」とする意見も聞いている。今後は GMDSS 協議会が解散するタイミングで本委員会も同時解散となるよう、適宜関係者間で対応を継続する。

3. 協議会(安全)の開催

ペルシャ湾オマーン湾「High Risk Area」、「Warlike Operations Area」の設定

2026年2月28日、米軍とイスラエル軍はイランの核・ミサイル開発の阻止を目的とした空爆を開始、イランによる湾岸諸国にある米軍施設を目標とした攻撃も激化し、ホルムズ海峡を含むペルシャ湾およびオマーン湾の安全な航海が事実上不可能になったことを受け、ペルシャ湾全域とオマーン湾の指定された範囲が High Risk Area(以下 HRA)と Extended High Risk Area に設定された。(確認書締結 2026年3月2日付)

その後、商船への被害が複数確認され当該海域の情勢が極めて緊迫していることから、既存 HRA が Warlike Operations Area に変更された。(確認書締結 2025年3月6日付)

4. 協議会(食料)の開催

労使事務局間で確認の結果、食料の物価変動率が5%以上プラスとなったことから、「船内食料購入要領」による参考金額を14,380円(770円UP)へ増額し、2026年正月用潤食費は通常の食料の他に1人当たり5,990円(320円UP)を支給することになり、全日本海員組合と確認書を締結した。(労使合意 2025年10月30日)

また、休暇中の食料金については2024年度分と合わせて2年分を改定し、1,790円(220円UP)とした。(2026年3月2日労使合意)

7・2・4 国内法関連

日本人船員確保の観点から、船員の労働環境の改善、女性の活躍等を目的とした国内法の改正に係る諸準備の対応を行った。主な内容は以下の通り。

- ・育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する特例規定
- ・快適な海上労働環境(船内における職場環境、船員室の居住環境、インターネットの利用環境)の形成のための措置を講ずる努力義務
- ・治療と仕事の両立支援に関する船員労働安全衛生規則の改正

- ・化学物質取扱に関する船員労働安全衛生と女性船員の就業制限について
- ・船員の求人票改正
- ・船員法関係の資格手続のデジタル化

以上